大田区電力調達方針

令和２年３月 31 日　31 環計発第 11505 号区長決定

１　趣旨

区は、大田区役所エコオフィス推進プランに基づき、事務事業に伴う環境負荷の低減及び温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。また、電力小売全面自由化の制度開始に伴い、低廉かつ低炭素の付加価値を持つ電力の選択も可能となった。

行政運営に必要な電力を確保しつつ、更なる温室効果ガスの排出削減を進めていくため、環境性、経済性の視点を踏まえた区の電力調達の基本的な考え方、調達方法等を定めた「大田区電力調達方針」を策定する。

２　基本方針

（１）環境性

区の行政運営に伴う環境負荷の低減を目的に、環境性の高い電力を調達する。

（２）経済性

事業者間の価格競争を原則とし、契約事業者を決定する。

（３）安定確保

区の行政運営に必要な電力を安定的に確保する。

３　対象施設

区有施設等を対象とする。

４　調達方法

（１）区が示す仕様書、電気供給契約約款及び大田区電力の調達に係る環境配慮方針に基づく環境条件を付加した競争入札による電力調達を原則とする。

（２）（１）以外の調達方法

ア　地方自治法施行令第 167 条の２第１項に基づく随意契約

イ　地産地消エネルギーの活用及び環境配慮教育を目的に、東京 23 区内の清掃工場のごみ焼却時に発生する熱を有効利用した電力を調達・販売する事業者との随意契約又は附合契約

ウ　新規施設など過去１年間の電力使用実績を提示することができないために、競争入札に付すことが困難な施設の随意契約又は附合契約

エ　従前から継続する旧一般電気事業者に相当する者との附合契約

オ　工事中の電源確保を目的とする随意契約又は附合契約

５　施行日

令和２年４月１日